



国土交通省認定セミナー



Gマークやセーフティバスの加点対象になります！！

2021年度NASVA運輸安全マネジメントセミナーのご案内

NASVAでは、国土交通省から『ガイドライン』、『リスク管理（基礎）』、『内部監査（基礎）』の3種類の認定を受けており、運輸安全マネジメントセミナーを実施しております。

運輸安全マネジメント制度は、鉄道、自動車、海運、航空の安全性をより高めるため、従来の安全規制に加えて、運輸事業者が経営トップから現場まで一体となって安全管理体制を構築することを目的とした制度で、平成18年10月から開始されています。

運輸安全マネジメントにおける理解をより深めていただくために、ぜひご参加いただけますようお願い申し上げます。

受講のメリット

※別紙をご参照ください

開催日時等

2021年9月13日(月)	13:00～16:30 (受付12:30～)	ガイドラインセミナー (中小規模)
自動車運送事業者に期待される安全管理の取組み (ガイドライン14項目) について、取組事例を交えて解説するセミナーです。		
2022年2月10日(木)	13:00～16:30 (受付12:30～)	リスク管理セミナー (基礎)
「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用」について、リスク管理の解説及びワークショップを通じて理解を深めるセミナーです。		
2022年2月17日(木)	13:00～16:30 (受付12:30～)	内部監査セミナー (基礎)
ガイドラインで求められている内部監査の実施方法等について、解説及びワークショップを通じて理解を深めるセミナーです。 ※ガイドラインの内容について、ガイドラインセミナーを受講するなど一定程度の知識を持った方の受講をおすすめします。		

※受講料、会場は各回共通です

■ 場 所：(公社)福島県トラック協会 県中研修センター (郡山市喜久田町卸3丁目5)

■ 対象者：安全マネジメントに関する知識の習得、又は、再認識したい方

※ 定員になり次第締め切らせていただきます。

なお、ご参加人数が少ない場合開催を中止させていただく場合もございますので、予めご了承下さい。

■ 受講料：5,200円(税込) ※各セミナーごとに受講料が発生しますのでご了承下さい

※参考 1セミナー受講：5,200円

2セミナー受講：10,400円

3セミナー受講：15,600円

※FAX用申込書は裏面にございます！

ご予約は原則インターネットで承っております。インターネット環境のない方は別紙申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。その他、ご質問等ありましたら下記までご連絡下さ



独立行政法人 自動車事故対策機構 福島支所

福島市栄町7-33 福島トヨタビル8階

TEL 024-522-6626

FAX 024-522-6627

運輸安全マネジメントセミナー（国土交通省認定セミナー）申込書

自動車事故対策機構 福島支所 行 **FAX：024-522-6627**

※以下の項目を全てご記入いただきますようお願いいたします

会社名			
業態 <small>(○をして下さい)</small>	バス（乗合・貸切）	タクシー	トラック
車両台数	両	申込ご担当者名：	

(申込者)

(フリガナ) 参加者お名前		生年月日	
		昭和 平成	年 月 日
所属営業所名			
営業所住所	〒 (電話：) (FAX：)		
お役職		受講希望のセミナー	○印
		9月13日 ガイドライン	
経営管理部門の要員 <small>(○をして下さい)</small>	該当する 該当しない	2月10日 リスク管理	
		2月17日 内部監査	

(フリガナ) 参加者お名前		生年月日	
		昭和 平成	年 月 日
所属営業所名			
営業所住所	〒 (電話：) (FAX：)		
お役職		受講希望のセミナー	○印
		9月13日 ガイドライン	
経営管理部門の要員 <small>(○をして下さい)</small>	該当する 該当しない	2月10日 リスク管理	
		2月17日 内部監査	

※1枚で2名様までお申込みいただけます。3名様以上の場合はコピーしてご利用下さい。
 ※認定セミナーの監査インセンティブは「経営管理部門の要員」が受講した場合のみ適用されます。

国土交通省へ受講の通知をすることに同意いただけますか <small>(○をして下さい)</small>	同意する	同意しない
--	------	-------



国土交通省認定セミナー

Gマークやセーフティバスの加点対象になります！！



受講のメリット

①【監査インセンティブ】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」

(平成26年1月24日国土交通省大臣官房・自動車局通達より)

注1. 監査を「免除する」というものではありません。

注2. 受講するだけでは対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注3. 貸切バス事業者は監査方針により対象外です。

②【貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）の申請に活用可能】

○貨物自動車運送事業安全性評価事業

「安全性に対する取組の積極性」中、「5.外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している」

2点！

5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。(2点)	
判断方針	◆ 自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に運転者等を派遣していることを判断します。
判断基準	◆ 過去1年間（2020年7月2日～2021年7月1日）において、1回以上実施した状況が確認できれば加点の対象とします。 ◆ 配点2点のうち、下記基準により2点又は1点付与とします。 [2点付与とするもの] ◆ 選任運転者が研修を受講（ただし、国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー、全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（追突事故防止マニュアル活用セミナー、交差点事故防止マニュアル活用セミナー、60分わかるトラック重大事故対策セミナー、健康原因事故防止セミナー）は、管理者が受講した場合も2点付与とする。） [1点付与とするもの] ◆ 選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が研修を受講（[2点付与とするもの] カッコ書きの管理者向け研修を除く。）

③【貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）の申請に活用可能】

○貨物自動車運送事業安全性評価事業

「運輸安全マネジメント取組状況」中、「評価基準11（経営者は、安全に係る者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講させているか）」

2点！

[D5] 配点2点) <<中小規模:評価基準10、11の両方で1点(ただし、国土交通省認定セミナーを受講した場合は2点)>> <<準大規模:大規模:評価基準10、11の両方で1点、評価基準12、13の両方で1点>> 輸送の安全に関する研修等を実施しているか。	
評価基準10	解 説 ・事業者は、事故を防ぐためにも運転者に対して教育する必要がありますが、運転者に対して教育すべき内容については、国土交通省告示「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督指針」という。)に明記されています。 ・事業者は、指導監督指針に明記されている教育や訓練の計画を立て、実際に実施し、その結果を記録する必要があります。
	添付資料 ・運転者に対し、定期的に教育・訓練を行っていることがわかる資料 ※法令で定められた特定の運転者(初任・適齢・事故惹起者)に対する適性診断及び特別指導は評価の対象とはなりません。

<<全事業者>> ・2020年度に経営者は、安全に係る者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講させているか。	
評価基準11	解 説 ・「安全に係る者」とは経営者、経営管理部門担当者、安全統括管理者、運行管理者などのことです。また、「外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会」とは、国土交通省が認定した自動車事故対策機構や損害保険会社などが行っている運輸安全マネジメントに関するセミナーなどのことです。なお、警察、コンサルタント等を会社に招いて講習を行った場合も評価対象となります。
	添付資料 ・外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等に安全に係る者が参加したことがわかる資料 (例) 研修会参加報告書、研修会・講習会等で配付された資料、参加料の領収書等 ※法令で定められた運行管理者・整備管理者の一般講習・選任後研修等は評価対象とはなりません。 ※国土交通省は「運輸安全マネジメント制度のさらなる浸透・定着」を図るため、下記の民間指定機関が開催するセミナーを認定しています。